

国 立 大 学 法 人 京 都 大 学 教 職 員 就 業 規 則 等 新 旧 対 照 表

改 正 前		改 正 後	
国立大学法人京都大学教職員就業規則 (平成１６年達示第７０号) (前 略) (育児・介護休業等) 第４６条 教職員は、大学に申出又は請求することにより、３歳に満たない子を養育するために育児休業又は時間外勤務の免除を、 <u>小学校第３学年の終期を経過するまでの子を養育するために育児短時間勤務、１日の勤務時間の一部について勤務しないこと若しくは早出遅出勤務をすること又は時間外勤務若しくは深夜勤務の制限を受けることができる。</u>		(育児・介護休業等) 第４６条 教職員は、大学に申出又は請求することにより、３歳に満たない子を養育するために育児休業を、 <u>小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために時間外勤務の免除を、</u> 小学校第３学年の終期を経過するまでの子を養育するために育児短時間勤務、１日の勤務時間の一部について勤務しないこと若しくは早出遅出勤務をすること又は深夜勤務の制限を受けることができる。	
2	}	2	}
3	(略)	3	(同 左)
(後 略) 国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則 (平成１８年達示第２１号) (前 略)		附 則 (令和７年達示第１０号) この規則は、令和７年４月１日から施行する。 附 則 (令和７年達示第１０号) この規則は、令和７年４月１日から施行する。	
別表第２ (第２４条第１項関係)		別表第２ (第２４条第１項関係)	
育児・介護規程の規定	適用する規定	育児・介護規程の規定	適用する規定
(略)	(略)	(同 左)	(同 左)
第２０条の７	第２０条の７ 特定職員は、 <u>３歳に満たない子を養育するために、大学に請求することにより、正規の勤務時間以外の時間、週休日及び休日の勤務 (以下「時間外勤務」という。)</u> を命ぜられることはない。ただし、業務の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。 2 (略)	第２０条の７	第２０条の７ 特定職員は、 <u>小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために、大学に請求することにより、正規の勤務時間以外の時間、週休日及び休日の勤務 (以下「時間外勤務」という。)</u> を命ぜられることはない。ただし、業務の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。 2 (同 左)
別表第３ (第２４条第４項関係)		別表第３ (第２４条第４項関係)	
勤務時間等規程の規定	適用する規定	勤務時間等規程の規定	適用する規定
(略)	(略)	(同 左)	(同 左)
第２７条	第２７条 (１)～(９) } (略) (１０) <u>小学校就学の始期に達するまでの子 (配偶者の子を含む。)</u> を養育する短時間勤務特定職員が、その子の看護 (負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をを行い、又はその子に予防接種若しくは健康診断	第２７条	第２７条 (１)～(９) } (同 左) (１０) <u>小学校第３学年修了前の子 (配偶者の子を含む。)</u> を養育する短時間勤務特定職員が、その子の看護 (負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をを行い、又はその子に予防接種若しくは健康診断

改 正 前		改 正 後	
	は健康診断を受けさせることをいう。) のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の事業年度において当該子が1人の場合は5日、2人以上の場合は10日の範囲内の期間 (11) ～ (21) (略)		を受けさせることをいう。) 、もしくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業に伴いその子の世話をを行うため、又はその子の教育もしくは保育に係る行事への参加をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の事業年度において当該子が1人の場合は5日、2人以上の場合は10日の範囲内の期間 (11) ～ (21) (同 左)
(後 略)			
国立大学法人京都大学支援職員就業規則 (令和4年達示第3号)		附 則（令和7年達示第10号） この規則は、令和7年4月1日から施行する。	
(前 略)			
別表第3（第15条第2項関係）		別表第3（第15条第2項関係）	
勤務時間等規程の規定	適用する規定	勤務時間等規程の規定	適用する規定
(略)	(略)	(同 左)	(同 左)
第27条	第27条 (1) ～ (9) } (略) (10) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する特定短時間勤務支援職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をを行い、又はその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の事業年度において当該子が1人の場合は5日、2人以上の場合は10日の範囲内の期間 (11) ～ (21) (略)	第27条	第27条 (1) ～ (9) } (同 左) (10) 小学校第3学年修了前の子（配偶者の子を含む。）を養育する特定短時間勤務支援職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をを行い、又はその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。） 、もしくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業に伴いその子の世話をを行うため、又はその子の教育もしくは保育に係る行事への参加をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の事業年度において当該子が1人の場合は5日、2人以上の場合は10日の範囲内の期間 (11) ～ (21) (同 左)
別表第4（第17条第1項関係）		別表第4（第17条第1項関係）	
育児・介護規程の規定	適用する規定	育児・介護規程の規定	適用する規定

改 正 前		改 正 後	
(略)	(略)	(同 左)	(同 左)
第 2 0 条の 7	第 2 0 条の 7 支援職員は、 <u>3 歳に満たない子</u> を養育するために、大学に請求することにより、正規の勤務時間以外の時間、週休日及び休日の勤務（以下「時間外勤務」という。）を命ぜられることはない。ただし、業務の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。 2 (略)	第 2 0 条の 7	第 2 0 条の 7 支援職員は、 <u>小学校就学の始期に達するまでの子</u> を養育するために、大学に請求することにより、正規の勤務時間以外の時間、週休日及び休日の勤務（以下「時間外勤務」という。）を命ぜられることはない。ただし、業務の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。 2 (同 左)
(後 略)			
国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則 (平成 1 7 年達示第 3 7 号) (前 略) (年次休暇以外の休暇) 第 5 4 条 次の各号に掲げる場合には、有期雇用教職員(第 7 号、第 1 0 号、第 1 1 号、第 1 4 号、<u>第 1 5 号、第 2 1 号及び第 2 2 号</u>に掲げる場合)にあっては、6 月以上の契約期間が定められている者又は 6 月以上継続勤務している者に、第 1 7 号に掲げる場合(第 1 7 号に掲げる場合)にあっては、無期雇用教職員に限る。ただし、第 2 1 号及び第 2 2 号の休暇を取得できる有期雇用教職員の制限については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成 3 年法律第 7 6 号。以下「育児・介護休業法」という。)第 1 6 条の 3 第 2 項及び第 1 6 条の 6 第 2 項の規定において準用する第 6 条第 1 項ただし書による労使協定がある場合に限る。)に対して当該各号に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。 (1) ～ (7) (略) (8) 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血管細胞移植のための末梢血管細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子(国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程(平成 1 6 年達示第 8 4 号。以下「育児・介護規程」という。)第 3 条第 1 項において子に含まれるとされる者を含む。以下<u>次項</u>第 1 号及び第 4 号において同じ。)及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間 (9) (略) (1 0) 負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合(<u>次項第 2 号及び第 3 号</u>に掲げる場合を除く。) 一 一の事業年度において 1 0 日の範囲内の期間 (1 1) ～ (2 0) (略) (2 1) 小学校<u>就学の始期に達するまで</u>の子(配偶者の子を含む。)を養育する有期雇用教職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をし、又はその子に予防接種若しくは健康		(年次休暇以外の休暇) 第 5 4 条 次の各号に掲げる場合には、有期雇用教職員(第 7 号、第 1 0 号、第 1 1 号、第 1 4 号<u>及び第 1 5 号</u>に掲げる場合)にあっては、6 月以上の契約期間が定められている者又は 6 月以上継続勤務している者に、第 1 7 号に掲げる場合(第 1 7 号に掲げる場合)にあっては、無期雇用教職員に限る。ただし、第 2 1 号及び第 2 2 号の休暇を取得できる有期雇用教職員の制限については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成 3 年法律第 7 6 号。以下「育児・介護休業法」という。)第 1 6 条の 3 第 2 項及び第 1 6 条の 6 第 2 項の規定において準用する第 6 条第 1 項ただし書による労使協定がある場合に限る。)に対して当該各号に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。 (1) ～ (7) (同 左) (8) 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血管細胞移植のための末梢血管細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子(国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程(平成 1 6 年達示第 8 4 号。以下「育児・介護規程」という。)第 3 条第 1 項において子に含まれるとされる者を含む。以下<u>第 1 8 号及び第 2 2 号</u>において同じ。)及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間 (9) (同 左) (1 0) 負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合(<u>第 1 9 号及び第 2 0 号</u>に掲げる場合を除く。) 一 一の事業年度において 1 0 日の範囲内の期間 (1 1) ～ (2 0) (同 左) (2 1) 小学校<u>第 3 学年修了前</u>までの子(配偶者の子を含む。)を養育する有期雇用教職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をし、又はその子に予防接種若しくは健康診断を受	

改 正 前		改 正 後	
診断を受けさせることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の事業年度において当該子が1人の場合は5日、2人以上の場合は10日の範囲内の期間		けさせることをいう。) <u>、もしくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業に伴いその子の世話をを行うため、又はその子の教育もしくは保育に係る行事への参加をするため勤務しないことが相当であると認められる場合</u> 一の事業年度において当該子が1人の場合は5日、2人以上の場合は10日の範囲内の期間	
(中 略)		附 則（令和7年達示第10号） この規則は、令和7年4月1日から施行する。	
別表第10		別表第10	
育児・介護規程の規定	適用する規定	育児・介護規程の規定	適用する規定
(略)	(略)	(同 左)	(同 左)
第20条の7	第20条の7 有期雇用教職員は、 <u>3歳に満たない子を養育するために、大学に請求することにより、正規の勤務時間以外の時間、休日の勤務（以下「時間外勤務」という。）を命ぜられることはない。ただし、業務の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。</u> 2 (略)	第20条の7	第20条の7 有期雇用教職員は、 <u>小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために、大学に請求することにより、正規の勤務時間以外の時間、休日の勤務（以下「時間外勤務」という。）を命ぜられることはない。ただし、業務の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。</u> 2 (同 左)
(後 略)			
国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則 (平成17年達示第38号)			
(前 略)			
第46条 次の各号に掲げる場合には、時間雇用教職員(第7号、第11号、第12号、第15号、 <u>第16号、第22号及び第23号</u>)に掲げる場合にあつては、6月以上の契約期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者(第7号、第22号及び第23号)に掲げる場合にあつては、1週間の所定勤務日数が2日以下である者又は週以外の期間によって勤務日が定められている時間雇用教職員で1年間の勤務日が120日以下である者を除き、第11号に掲げる場合にあつては、週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が47日以下である者を除く。ただし、第22号及び第23号の休暇を取得できる時間雇用教職員の制限については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下第50条において「育児・介護休業法」という。)第16条の3第2項又は第16条の6第2項の規定において準用する第6条第1項ただし書による労使協定がある場合に限る。)に限り、第9号に掲げる場合にあつては、別表第3に掲げる者を除き、第17号に掲げる場合にあつては、1週間の所定勤務日数が2日以下である者又は週以外の期間によって勤務日が定められている時間雇用教職員で1年間の勤務日が120日以下である者を除き、第18号に掲げる場合にあつては、無期雇用教職員に限る。)に対して当該各号に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。		第46条 次の各号に掲げる場合には、時間雇用教職員(第7号、第11号、第12号、第15号 <u>及び第16号</u>)に掲げる場合にあつては、6月以上の契約期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者(第7号、第22号及び第23号)に掲げる場合にあつては、1週間の所定勤務日数が2日以下である者又は週以外の期間によって勤務日が定められている時間雇用教職員で1年間の勤務日が120日以下である者を除き、第11号に掲げる場合にあつては、週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が47日以下である者を除く。ただし、第22号及び第23号の休暇を取得できる時間雇用教職員の制限については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下第50条において「育児・介護休業法」という。)第16条の3第2項又は第16条の6第2項の規定において準用する第6条第1項ただし書による労使協定がある場合に限る。)に限り、第9号に掲げる場合にあつては、別表第3に掲げる者を除き、第17号に掲げる場合にあつては、1週間の所定勤務日数が2日以下である者又は週以外の期間によって勤務日が定められている時間雇用教職員で1年間の勤務日が120日以下である者を除き、第18号に掲げる場合にあつては、無期雇用教職員に限る。)に対して当該各号に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。	

改 正 前			改 正 後		
(1) ～ (7) (略) (8) 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子(国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程(平成16年達示第84号。以下「育児・介護規程」という。))第3条第1項において子に含まれるとされる者を含む。以下次項第1号及び第4号において同じ。)及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間 (9) ・ (10) (略) (11) 負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合(次項第2号及び第3号に掲げる場合を除く。) 次の表の1週間又は1年間の勤務日の日数欄の区分に応じ、一の事業年度において、同表の日数の項に掲げる日数の範囲内の期間			(1) ～ (7) (同 左) (8) 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子(国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程(平成16年達示第84号。以下「育児・介護規程」という。))第3条第1項において子に含まれるとされる者を含む。以下第19号及び第21号において同じ。)及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間 (9) ・ (10) (同 左) (11) 負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合(第20号及び第21号に掲げる場合を除く。) 次の表の1週間又は1年間の勤務日の日数欄の区分に応じ、一の事業年度において、同表の日数の項に掲げる日数の範囲内の期間		
	1週間又は1年間の勤務日の日数	その他の事項		1週間又は1年間の勤務日の日数	その他の事項
	(略)			(同 左)	
(12) ～ (21) (略) (22) 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する時間雇用教職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をし、又はその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の事業年度において当該子が1人の場合は5日、2人以上の場合は10日の範囲内の期間 (23) ～ (26) } (略) 2・3 (中 略)			(12) ～ (21) (同 左) (22) 小学校第3学年修了前までの子(配偶者の子を含む。)を養育する時間雇用教職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をし、又はその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。)、もしくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業に伴いその子の世話をし、又はその子の教育もしくは保育に係る行事への参加をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の事業年度において当該子が1人の場合は5日、2人以上の場合は10日の範囲内の期間 (23) ～ (26) } (同 左) 2・3 附 則 (令和7年達示第10号) この規則は、令和7年4月1日から施行する。		
別表第9 (第50条関係)			別表第9 (第50条関係)		
育児・介護規程の規定	適用する規定		育児・介護規程の規定	適用する規定	
(略)	(略)		(同 左)	(同 左)	
第20条の7	第20条の7 時間雇用教職員は、3歳に満たない子を養育するために、大学に請求することにより、正規の勤務時間以外の時間、週休日及び休日の勤務(以下「時間外勤務」という。)を命ぜられることはない。ただし、業務の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。		第20条の7	第20条の7 時間雇用教職員は、 <u>小学校就学の始期に達するまでの子</u> を養育するために、大学に請求することにより、正規の勤務時間以外の時間、週休日及び休日の勤務(以下「時間外勤務」という。)を命ぜられることはない。ただし、業務の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。	

改 正 前		改 正 後	
	2 (略)		2 (同 左)
(後 略)			
国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程 (平成16年達示第83号)			
(前 略)			
第27条 } (略) (1) ~ (9) }		第27条 } (同 左) (1) ~ (9) }	
(10) 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する教職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をし、又はその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の事業年度において当該子が1人の場合は5日、2人以上の場合は10日の範囲内の期間		(10) 小学校第3学年修了前の子(配偶者の子を含む。)を養育する教職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をし、又はその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。)、もしくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業に伴いその子の世話をを行うため、又はその子の教育もしくは保育に係る行事への参加をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の事業年度において当該子が1人の場合は5日、2人以上の場合は10日の範囲内の期間	
(後 略)			
国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業に関する規程 (平成16年達示第84号)		附 則 (令和7年達示第10号) この規則は、令和7年4月1日から施行する。	
(前 略)			
第7条の2 育児休業等の申出をした教職員が、その希望する変更後の育児休業等終了予定日の1月前の日までに申し出た場合であって、大学が適当と認めるときは、当該申出に係る育児休業等終了予定日を育児休業等終了予定日とされた日前の日に変更することができる。		第7条の2 育児休業等の申出をした教職員が、その希望する変更後の育児休業等終了予定日の1月等前の日までに申し出た場合であって、大学が適当と認めるときは、当該申出に係る育児休業等終了予定日を育児休業等終了予定日とされた日前の日に変更することができる。	
(中 略)			
(育児短時間勤務の終了)		(育児短時間勤務の終了)	
第14条の6 育児短時間勤務は、次の各号の一に該当する場合には、当該事情が生じた日(第10号から第12号までに掲げる事情が生じた場合にあってはその前日)に終了する。		第14条の6 } (同 左)	
(1) ~ (10) (略)		(1) ~ (10) }	
(11) 育児短時間勤務をしている教職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子について育児休業が開始されたとき。		(11) 育児短時間勤務をしている教職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子について育児休業等が開始されたとき。	
(12) } (略)		(12) }	
2・3 }		2・3 } (同 左)	
(中 略)			
(育児を行う教職員の時間外勤務の免除)		(育児を行う教職員の時間外勤務の免除)	
第20条の7 教職員は、3歳に満たない子を養育するために、大学に請求することにより、正規の勤務時間以外の時間、週休日及び休日の勤務(以下「時間外勤務」という。)を命ぜられることはない。ただし、業務の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。		第20条の7 教職員は、 <u>小学校就学の始期に達するまでの子</u> を養育するために、大学に請求することにより、正規の勤務時間以外の時間、週休日及び休日の勤務(以下「時間外勤務」という。)を命ぜられることはない。ただし、業務の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。	
(中 略)			
第20条の10 } (略) (1) (略) }		第20条の10 } (同 左) (1) }	

改 正 前	改 正 後
(2) 請求に係る子が<u>3歳</u>に達したとき。 (3) ～ (5) } (略) 2・3 (中 略) (介護休業に係る規定の準用) 第43条 第33条、<u>第35条</u>、第36条及び第38条の規定は、介護部分休業について準用する。 (中 略) (介護休業に係る規定の準用) 第43条の5 第33条、第36条及び第38条の規定は、介護時間について準用する。 (後 略)	(2) 請求に係る子が<u>小学校就学の始期</u>に達したとき。 (3) ～ (5) } (同 左) 2・3 (介護休業に係る規定の準用) 第43条 第33条<u>から</u>第36条及び第38条の規定は、介護部分休業について準用する。 (介護休業に係る規定の準用) 第43条の5 第33条、<u>第34条</u>、第36条及び第38条の規定は、介護時間について準用する。 附 則 (令和7年達示第10号) この規則は、令和7年4月1日から施行する。